

## 令和5年度老人福祉施設指導監査の実施結果

### 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・特別養護老人ホーム

所 管 施 設 数	27施設
指導監査実施施設数	12施設
文書指摘を行った施設数	0施設
指 摘 事 項	指摘件数
<b>人員</b>	
<b>職員の配置</b>	
・ 入所者に対し、職員数が不十分	
・ 必要な専門職が不十分	
・ 専門職が必要な資格を有していない	
<b>設備</b>	
<b>設備</b>	
・ 目的に沿った仕様になっていない【目視】	
<b>運営</b>	
<b>運営規程</b>	
・ 運営における重要事項（別表）が不十分	
<b>非常災害対策</b>	
・ 非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルが不十分	
・ 非常災害時の連絡網等の用意が不十分	
・ 防火管理に関する責任者を定めていない	
・ 消火・避難訓練が不十分	
<b>記録</b>	
・ 目標達成のための具体的なサービス内容の記載が不十分	
・ 日々のサービスの具体的な内容や入所者の心身の状況等の記録が不十分	
<b>施設長</b>	
・ 施設長が常勤専従でない、兼務の場合兼務体制が不十分	
<b>入退所</b>	
・ 心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていない	
・ 多職種の定期的な協議・検討が不十分	
<b>処遇に関する計画</b>	
・ 心身の状況や希望等を踏まえた処遇に関する計画が不十分	
・ 処遇に関する計画の本人や家族への説明・同意が不十分	
・ 達成状況に基づく新たな処遇に関する計画が不十分	
<b>処遇方針</b>	
・ 緊急やむを得ない場合以外で、身体拘束・行動制限が行われている	
・ 身体拘束等の適正化が不十分	
・ 身体拘束をしている場合の家族等への確認が不十分	
<b>介護</b>	
・ 入浴回数・褥瘡予防体制が不十分	
<b>入所者の入院期間中の取扱い</b>	
・ 適切な便宜の供与が不十分	
<b>緊急時等の対応</b>	
・ 緊急時対応マニュアル等の整備が不十分	
・ 緊急事態が発生した場合の配置医師との連携が不十分	
<b>勤務体制の確保等</b>	
・ 職員の勤務体制が定められていない	
・ サービス提供が施設の職員によって行われていない（養護老人ホーム除く）	
・ 入所者の処遇に直接影響する業務を委託している	
・ 研修の機会の確保が不十分	
・ 認知症介護に係る基礎的研修が不十分	
・ セクハラ・パワハラ防止に向けた措置が不十分	
<b>業務継続計画の策定等</b>	
・ サービスの継続実施・業務再開の計画の策定及び措置が不十分	
・ 職員への計画の周知、研修及び訓練が不十分	
・ 計画の見直しが行われていない	

## 令和5年度老人福祉施設指導監査の実施結果

### 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・特別養護老人ホーム

所 管 施 設 数	27施設
指導監査実施施設数	12施設
文書指摘を行った施設数	0施設
指 摘 事 項	指摘件数
<b>定員の遵守</b>	
・ 入所定員又はユニットごとの入居定員を上回っている	
<b>衛生管理等</b>	
・ 保健所との連携が不十分	
・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の対策が不十分	
・ 感染症予防等の委員会が3か月に1回開催されていない	
・ 職員の感染罹患状況や健康状態の確認が不十分	
<b>秘密保持等</b>	
・ 入所者及び家族からの同意が不十分	
・ 職員（退職者を含む）による入所者の秘密保持の誓約が不十分	
<b>苦情処理</b>	
・ 苦情受付の窓口がない	
・ 苦情の受付、内容等の記録、保管が不十分	
・ 苦情内容を踏まえたサービスの質向上の取組が不十分	
<b>事故発生の防止及び発生時の対応</b>	
・ 事故発生時の対応方法が定まっていない	
・ 市町村、家族等への報告が不十分	
・ 事故状況、対応経過の記録が不十分	
・ 速やかに賠償を行うための対策が不十分	
・ 再発防止のための取組が不十分	
・ 委員会及び職員への研修が定期的に行われていない	
・ 上記の措置の担当者が設置されていない	
<b>虐待の防止</b>	
・ 委員会の定期的開催や職員への周知が不十分	
・ 虐待の発生・再発防止の指針の整備が不十分	
・ 職員への研修が不十分	
・ 上記の措置の担当者が設置されていない	
合 計	0